

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針 Q & A

Q 1 「著しく乖離」する場合とは、どの程度を指すのか。

A 1 工期を延長しなければ、定時の現場作業時間を超えての業務又は休日作業が必須となってしまう場合を指します。

Q 2 WBGT値が31以上を示した日に、作業を行ってはいけないのか。

A 2 一律に作業を禁止するものではありませんが、作業者が安全を確保しつつ労働できるよう慎重な判断が求められます。

Q 3 WBGT値が31以上であっても作業を行っていれば、「契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間」に算定されないのか。

A 3 算定されません。

Q 4 「契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間」を算定とあるが、記録が必要なのか。

A 4 週報等での記録が必要となります。

Q 5 現場にWBGT測定器を設置した場合は、環境省の熱中症予防情報サイトに関係なく工期変更の資料となりえるか。

A 5 ISO 7243/JIS B 8504 や JIS B 7922 の機器を使用し、定時の現場作業時間毎に記録が示せれば、工期変更の資料となりえます。

Q 6 現場にWBGT測定器を設置した場合は、設置に要した費用を請求できるか。

A 6 WBGT測定器の設置にかかる費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれています。

Q 7 室内が主な工事の場合は、どこで、どのように計測するのか。

A 7 実際の作業環境に近いところで計測してください。

Q 8 猛暑による作業不能日数は、週休2日制促進工事の休日にカウントできるのか。

A 8 猛暑による作業不能日数は、猛暑時の時間帯の合計を日数に換算しています。この換算した日数をそのまま週休2日の休日とすることはできません。